

国家の成立は誰が認定するのか

承認の定義 藤田 p. 156

一方的行為

事実の存在を確認する行為

その事実の存在から生じる法的効果を受け入れる意思を表明する行為

ユーゴスラヴィア解体・パレスティナ紛争を通して見る承認問題

1991.12 ドイツ、両国承認

問題1 スロヴェニア・クロアチアは、ドイツにとってのみ国家になるのか？

創設的效果説(constitutivist view) 「主観説」

宣言的效果説(declaratory view) 「客観説」 創設的效果説の批判として登場
なぜ創設的效果説が一定の力を持ったか。

1. 歴史的意味
2. 国際法秩序の相対的性質
3. 極小国家の成立をどう説明するか

ユーゴスラヴィア解体の場合 「旧ユーゴ和平会議仲裁委員会」の判断

問題2 条件付きで承認することの意味は？

- ・純粋に政治的な意図
- ・人権尊重を国家性の要件とする流れの始まり？

承認に関する重要問題

不承認 藤田 p. 158 違法行為の結果成立した国を承認しない

出発点 *ex iniuria ius non oritur*

問題1 義務か？ 問題の定式化に注意

- ・「存在が自決権侵害を伴う国家」の不承認は義務。しかし……
- ・「武力行使により成立した国家」の不承認は義務？
 - ・国家構成要素が揃っていない場合 満洲・北キプロス
 - ・国家構成要素が揃っている場合 バングラデシュ

問題2 現実に生じる不都合をどうする？

事実上の承認 藤田 p.161

支配という事実のみから生じる権限は認める 判例 11, 58